

## 平成20年度第1回発達障害者支援体制整備委員会

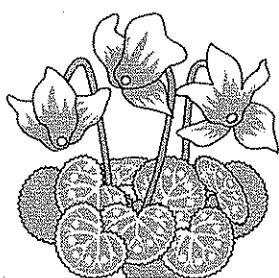
日時：平成21年2月6日（金）15:00～17:00  
場所：県庁8階第2会議室

### ～会次第～

- 1 開会
- 2 福祉保健部統括監あいさつ
- 3 説明
  - (1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会について
  - (2) 発達障害者支援の現状について
    - ①沖縄県発達障害者支援センター事業報告
    - ②発達障害者支援に関するアンケート調査報告
  - (3) 平成21年度発達障害者支援の方向について
  - (4) 沖縄県発達障害者支援体制整備計画（案）について
- 4 意見聴取

## 目 次

(資料 1) 沖縄県発達障害者支援体制整備員会運営要綱	1
(資料 2) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会委員名簿	2
(資料 3) 平成 21 年度発達障害者(児)支援の方向について	3
(資料 4) 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(案)	10



## 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」と いう。）の支援のあり方について意見等を聴取する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会（以下「委員会」と いう。）と称する。

### (意見等聴取事項)

第3条 県は、委員会から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 県内の発達障害児（者）の支援計画に関すること。
- (2) 県内の発達障害児（者）の支援体制の整備に関すること。
- (3) 発達障害児（者）に対する住民の理解の促進に関すること。
- (4) その他発達障害児（者）支援のための関係機関・団体との連携に関すること。

### (構成員)

第4条 委員会は、委員 15名以内で、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) その他福祉保健部長が必要と認める者。

### (期間)

第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 前項の規定を超えて、前項に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取する特別な事情がある場合にあっては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることができるものとする。

### (会合の開催)

第6条 委員会の開催は福祉保健部長が通知する。

### (議事進行)

第7条 委員会の議事進行は、福祉保健部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、福祉保健部長は委員会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

### (個人情報の保護)

第8条 委員会の委員及び委員会に出席した者は、委員会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、沖縄県福祉保健部障害保健福祉課において行う。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は福祉保健部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

## 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会委員

平成21年2月6日～平成23年2月5日

	分野	氏名	所 属 ・ 職 名
1	医療	泉川良範	(福)五和会 名護療育園園長
②	福祉	大城貴子	(福)沖縄肢体不自由児協会 沖縄小児発達センター言語聴覚士
3	保健 (新設)	我如古直哉	沖縄市健康推進室 市民健康課母子保健係長
④ 教育	佐久川博美		那霸市学校教育部総合青少年課主幹 (臨床心理士)
	5	真謝孝	県立総合教育センター特別支援教育班長
6	労働	崎濱秀政	(福)名護学院 理事長
⑦	学識 経験者	緒方茂樹	琉球大学教育学部教授
⑧	当事者 関係	岡崎綾子	沖縄県LD・ADHD児者親の会はばたき会員 こころクリニック相談員

○印は更新の委員

平成 21 年度発達障害者(児)支援の方向について

## 1. 発達障害者(児)の実態について

- 発達障害者(児)の数 … 平成 19 年度小児保健協会健診報告書による乳幼児健診での精神発達面有所見率は、  
1歳児半健診 → 2.1% 3歳児健診 → 3.8%  
特別支援を必要とする児童生徒数 → 3.4%  
過卒者等の実態は把握していない。
- 発達相談等の支援の状況 … 障害児療育等支援事業 → 全県 8ヶ所で実施  
児童デイサービス事業 → 21 市町村(70ヶ所)  
療育センター事業 → 那覇市 1ヶ所  
障害児保育 → 27 市町村 161か所

## 2. 発達障害者支援センター運営関係

- 平成 19 年 2 月に設置(県内で 1 箇所) → 社会福祉法人「縁和会」に運営委託  
→ 職員配置体制 … 相談支援担当 1 名(社会福祉士)、発達支援担当 2 名(臨床発達心理士、保育士)、  
就労支援担当 1 名(ジョブコーチ養成研修終了者)
- 業務委託内容  
→ 相談支援 … 発達障害者、その家族及び特別支援学校等からの電話、来所及び訪問等の相談に対して助言、指導  
→ 発達支援 … 発達障害者、その家族等に対して、個別(学習)指導、コミュニケーション指導等  
→ 就労支援 … 発達障害者に対して、企業訪問、復職支援及び生活支援  
→ 研修、普及啓発 … 発達障害者を支援する専門員養成のための研修の実施や発達障害について理解を深めるための広報

## ○ 実績及び課題

## ◆ 平成 19 年度実績

事業	延支援件数 (件)	実 支 援 人 数(人)					
		北部	中部	南部	宮古	八重山	計
相談支援	470	58	160	164	1	0	383
発達支援	308	32	35	67	0	0	134
就労支援	274	0	86	40	0	1	127

- ◆ 発達障害者(児)支援センターが担うべき機能、役割の範囲が不明確で、センターの運営協議会が未設置のため、県における中核的施設としての機能が発揮されてない。
- ◆ 地域との支援ネットワークシステムが構築されてないことから、支援地域や支援内容に偏りが生じている。
- ◆ 人材育成計画が未策定のため、市町村(福祉、保健)における専門支援員の育成が急務。

## 3. 発達障害支援体制整備委員会運営

◆ 設置目的 : 県における発達障害児の実態把握、県の支援計画の作成、今後の支援体制整備等について検討することを目的とする。

◆ 構成員 : 医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野、学識経験、当事者団体、親の会等

◆ 役割 : 県内のニーズや体制整備の状況等を勘査し、圏域の支援体制整備のモデル地域を選定  
圏域での成果を検証のうえ、県の望ましい支援体制のあり方を検討し、県全域に成果を波及させる。  
教育庁所管の「広域特別支援連携協議会」と密接な連携を図ること。

◆ 課題 : 発達障害者支援体制整備委員会は、平成 19 年 8 月の開催後開催されてない。  
従って、県の望ましい支援体制のあり方についての検討がなされてない状況  
「広域特別支援連携協議会」との役割分担と連携体制についても十分でない。

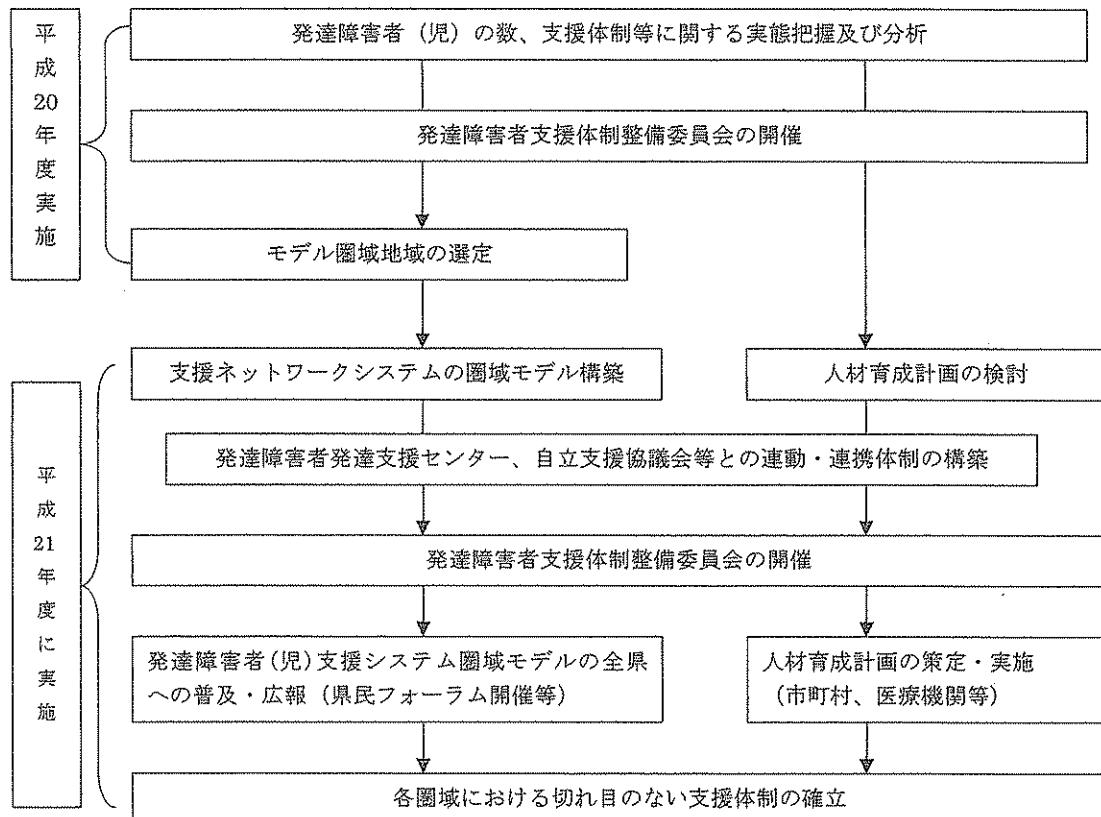
◆前回(H19.8.28)委員会での主な意見 :

- (1) 発達障害者の実態把握について
  - 「発達障害と診断された人」の実態把握か、「発達障害の可能性のある人」も含めた実態把握なのか明確化が必要。
  - 単なる数の把握ではなく、各市町村の支援状況も含めて問題、課題把握のための調査の実施が必要
- (2) 発達障害者支援センターの運営について
  - 宮古、八重山への支援が手薄になっている。→ 地域間格差の是正が必要。
  - センターの運営会議がないため、運営基準や方向性についてイメージが浮かびにくい。
  - 機関コンサルテーションの中で、地域における障害児等療育支援事業が漏れしており、同事業が発達障害者支援の流れに殆ど加わってきてない。事業対象に発達障害者を明記する必要あり。
  - 利用者が特別支援学校に偏っている感がある。ターゲットはどこなのか、センターの方向性の整理が必要。
  - 実効的な連絡協議会を設置し、支援ネットワークを強化する必要がある。協議会メンバーには、当事者団体。障害児等療育支援事業、小児科医会、小児保健協会、市町村母子保健担当保健師、労働分野を入れる必要がある。
- (3) 早期発見、早期支援システムの構築について
  - 発達障害を診断する医療機関が少ない。小児科医、精神科医に働きかけて協力医を確保する必要がある。
  - 医療機関に対する基礎的な研修が必要。
  - 乳幼児健診のとり方の問題、受診率、勧奨
  - 乳幼児健診後の事後指導や発達教室の開催が必要であるが、沖縄県では、開催している市町村がない。
  - デイサービス事業(いわゆる母子通園)の実施が少ない。県の特色として乳幼児に対しての発達支援がかなり薄い。
  - ある一箇所でモデル地域を設定し、モデル事業を推進する中で、地域での支援システムを構築し、その結果を広めていくことが必要では?
- (4) 発達障害者支援体制整備委員会について
  - 当委員会を発達障害者支援センターの運営会議として位置付け、毎年度始めに開催すべき。
  - 「広域特別支援連携協議会」「要保護児童対策地域協議会」など他の支援協議会との連携体制の強化が必要。

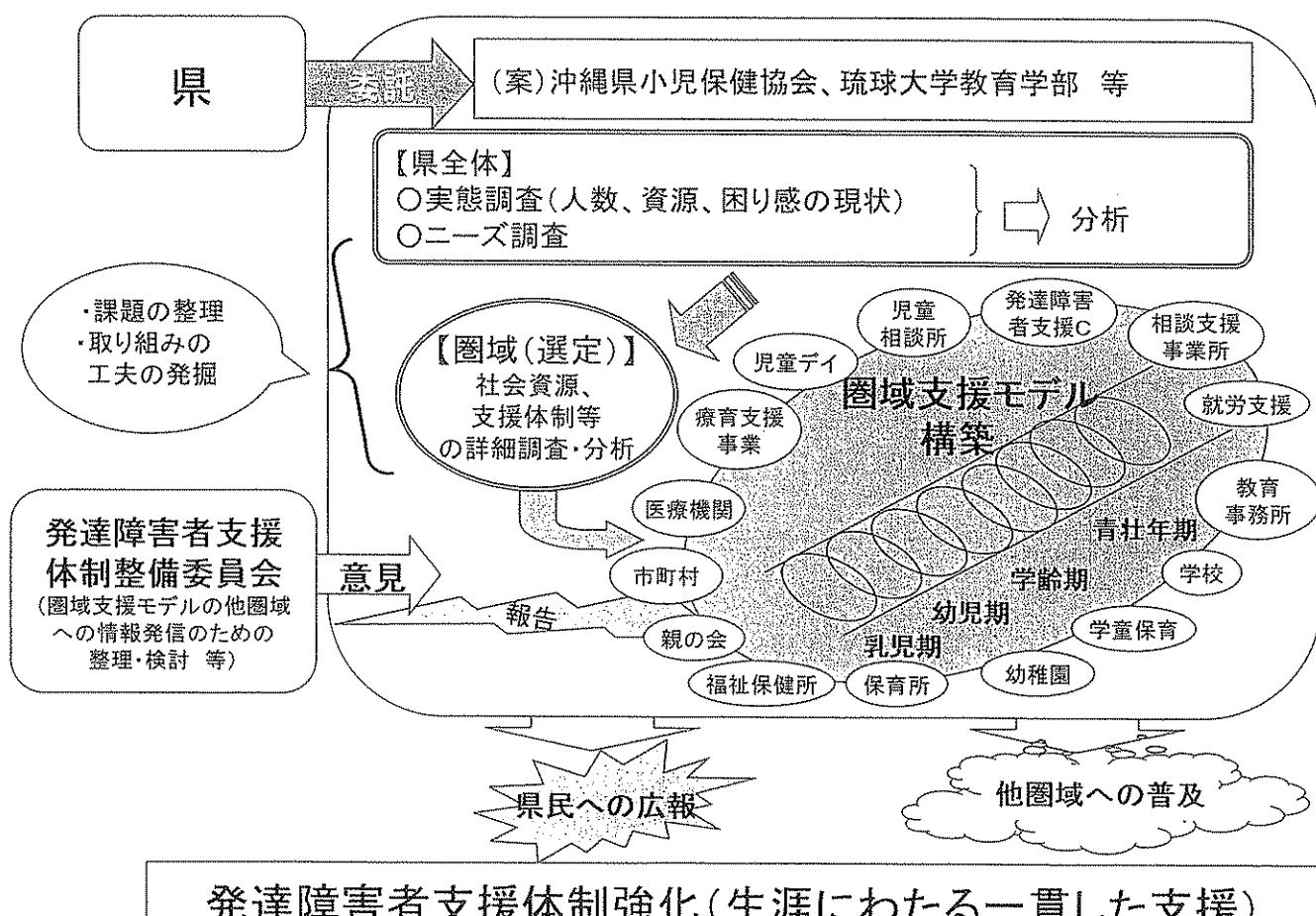
4. 今後の対応

- (1) 発達障害者支援法に基づき県、市町村の役割を認識したうえで、県、市町村が連携して切れ目のない支援体制の構築を促進する。
- (2) 早期発見、早期の発達支援などの実態把握
  - ① 診断できる医療機関の実態把握 → 小児科、精神科に対してアンケートの実施
  - ② 乳幼児健診後の支援対応について実態把握 → 市町村へのアンケートの実施
  - ③ 早期の支援についての実態把握 → 児童デイ、保育所へのアンケートの実施
  - ④ CAT(児童虐待研究会)による保育所、保健師へのアンケート内容の活用
  - ⑤ 健診内容については、小児保健協会の資料を活用
- (3) 発達障害者支援体制整備委員会の早急な開催
  - ① 県の取り組み方針の確認
  - ② 平成21年度発達障害者支援センターの運営体制、事業内容の検討
    - 連絡協議会の設置
    - 発達障害者(児)支援におけるセンターの中核的機能強化のための業務整理
  - ③ 圏域発達障害者(児)支援システムモデル構築事業の圏域の選定
  - ④ 発達障害者(児)などを支援するための人材育成計画の検討
- (4) 発達障害者(児)支援システム圏域モデル構築事業の実施(委託事業) → 平成21年度事業で実施
  - ① 整備検討委員会で選定した圏域における実態分析
  - ② 同圏域における発達障害支援に関する社会資源の状況把握
  - ③ 選定圏域における支援システムネットワーク構築に向けた課題整理
  - ④ 発達障害者支援センター及び広域特別支援連絡協議会等との連動、連携体制の構築
  - ⑤ 支援システムネットワークモデルの構築
- (5) 発達障害者(児)支援システム圏域モデルの全県への普及・広報
  - ① 一般県民、当事者向けに県民フォーラムの実施 ②市町村、医療機関等支援者向けのフォーラムの実施
- (6) 人材育成計画に基づく、地域支援ネットワーク形成に向けた計画的、実践的研修の実施
  - ① 診断できる医療機関の確保の促進
  - ② 市町村(保健、福祉)、保育所、学校、福祉サービス事業所等の支援職員の資質の向上

平成21年度発達障害者(児)支援関係事業スキーム



## 発達障害者圏域支援モデル構築(委託)



## 発達障害者支援に関する実態調査について

早期発見、早期支援の受け皿となる①医療機関（小児科、心療内科、精神科）、  
②児童デイサービス事業所、③保育所、④市町村保育主管課、⑤市町村母子保健主  
管課に対し、実態把握のためのアンケート調査を実施

〔調査依頼日：平成20年11月19日（①～③）  
平成21年 1月13日（④、⑤）〕

### 【医療機関】

①回答数 198件(56.6%)/350件

《診療科別》 小児科・小児神経科 67件(76.9%)/88件  
心療内科・精神科 131件(50.0%)/262件

②発達障害児者に対する対応（複数回答）

- ・「専門の医療機関を紹介」 101件(51.0%)/198件
- ・「そのような患者の受診がない」 60件(30.3%)
- ・「二次障害に対する診療等を行っている」 46件(23.2%)
- ・「専門診療を行っている」 15件(7.6%)

③診察できる領域について（複数回答）

- ・「自閉症、広汎性発達障害」 37件(18.7%)/198件
- ・「AD/HD（注意欠陥・多動性障害）」 31件(15.7%)
- ・「LD（学習障害）」 21件(10.6%)

《診察できる医療機関の実数は、38機関》

④発達障害に関わる職種（複数回答）

- ・「医師」 37件、「心理士」 21件、「ソーシャルワーカー、相談員」 8件

⑤発達障害（疑いを含む）への具体的対応（複数回答）

- ・「発達障害の診断」 34件、「知能検査」 22件、「発達検査」 19件、  
「個別療法」 16件、「集団療法」 4件

⑥沖縄県発達障害者支援センターの設置を知っているか

- ・「知っている」 102件(51.5%)、「知らない」 85件(42.9%)、「未回答」 11件(5.6%)

⑦行政に対する意見

- ・発達障害のある方へは支援（生活、療育、教育）が大切なため、身近な市町村  
単位での窓口をしっかりと作る必要がある。
- ・発達障害支援のためのネットワークが必要
- ・民間医療機関ではこの分野は対応できない（マンパワー、時間、診療報酬上の  
問題等）。
- ・専門性向上のための講習会やワークショップ等を開催して欲しい。
- ・離島への専門医の応援体制を作ってほしい。
- ・診断書ありきの診断は止めてほしい。

### 【児童デイサービス事業所】

①回答数 28件(56.0%)/50件

②発達障害（疑いを含む）のある子ども 213人(28.8%)/739人

- ・未就学児68人(42.2%)/161人、学齢児145人(25.1%)/578人

### ③療育支援の状況

- ・「音楽療法」16箇所、「言語聴覚療法」15箇所、「自閉症療育」12箇所、「特に何もしていない」3箇所

### ④関係機関との連携 26事業所(92.9%)/28事業所

- ・「子どもの所属する学校、保育所」16件(61.5%)、  
「発達障害者支援センター」6件(23.1%)、「市町村行政」6件(23.1%)

### ⑤幼稚園、小学校に上げる時の情報の引継について

- ・「引き継いでいる」16件(57.1%)、「引き継いでいない」12件(42.9%)

### ⑥行政に対する意見

- ・職員の資質向上のための助言、支援や研修会の実施
- ・知的障害を伴わない発達障害者の支援の必要性
- ・途切れないと支援のためのシステムづくり
- ・教育現場における発達障害に対する理解促進

### ⑦県内の親子通園は12箇所であり、うち、指定児童デイサービス事業所が8箇所、市町村単独事業が4箇所である。

## 【保育所】

### ①回答数 247件(66.9%)/369件

### ②発達の気になる子ども 662人(2.9%)/22,632人

- ・6歳児26人(5.7%)、5歳児87人(4.4%)、4歳児185人(3.7%)、  
3歳児169人(3.4%)、2歳児21人(2.6%)、1歳児64人(1.6%)、0歳児10人(0.6%)
- ・年齢が高くなるほど比率が高くなっている。

### ③発達が気になる子どもへの保育支援の状況

- ・「外部専門家からの助言」144箇所(58.3%)、  
「園内相談会(ケース会議)の実施」140箇所(56.7%)
- ・「補助者をつけている」109箇所(44.1%)、「特別な対応なし」23箇所(9.3%)

### ④関係機関との連携をとっている 179箇所(72.5%)/247箇所

- ・「市町村(保健師、母子保健担当課、児童担当課)」、「名護療育園、沖縄発達児センター」、「養護学校」などが主な連携先となっている。

### ⑤幼稚園、小学校に上げる時の情報の引継について

- ・「引き継いでいる」153件(61.9%)、「引き継いでいない」78件(31.6%)

### ⑥行政に対する意見

- ・加配保育士の予算確保
- ・巡回指導による助言、支援
- ・市町村主管課への心理士等専門家の配置
- ・保護者への対応(子どもの障害への気付きや支援など)
- ・途切れないと支援のためのシステムづくり
- ・保健師からの情報提供(乳幼児健診結果など気になる子の情報)
- ・職員の資質向上のための助言、支援や研修会の実施

⑦アンケート調査の回答があった247保育所中、「障害児保育」の実施は154箇所(62.3%)。

- ・「発達が気になる子どもがいる」と回答した保育所は195箇所(78.9%)あり、障害児保育実施率より高くなっている。

#### 【市町村保育主管課】

①回答数 31市町村(91.2%)/34市町村

なお、南部周辺離島6村及び竹富町は保育所がない。

②障害児保育実施の市町村 27市町村

③知的障害を伴わない発達障害児（未診断だが発達の遅れや偏りが気になる場合を含む）の保育状況について

- ・「療育手帳がなくても、発達障害の診断があれば障害児保育の対象としている」15市町村
- ・「発達障害の診断がなくても、医療機関や児童相談所の意見書があれば障害児保育の対象としている」12市町村
- ・「療育手帳や診断書・意見書がなくても、養育者や保育士、保健師等から必要性が確認できれば障害児保育の対象としている」9市町村
- ・「療育手帳を所持していない場合は障害児保育の対象にできない」5市町村
- ・半数以上は医療機関等専門機関から必要性の根拠を求めている。

④保育所に対する支援

\*障害児保育対象児の支援

- ・「加算保育士（補助者）の予算をつけている」25市町村
- ・「外部専門家による巡回指導」19市町村
- ・「保健師による助言」12市町村
- ・那覇市は那覇市療育センター臨床心理士が、沖縄市は市保育主管課臨床心理士が保育所に対する助言指導を行っている。

\*障害児保育の対象とならない発達障害児（疑いを含む）への支援

- ・「保健師による助言」16市町村
- ・「外部専門家による巡回指導」10市町村
- ・「加配保育士（補助者）の予算をつけている」8市町村
- ・特に中・南部圏域では、「保健師による助言」の比率が高い。

⑤保育所から保育主管課に対する、「発達障害のある子ども（疑いを含む）の保育の相談や支援の求め」の有無

- ・「相談、支援の求めがある」24市町村
- ・「相談、支援の求めがない」と回答した市町村は北部圏域に多い。
- ・保育所から発達障害児等の保育の相談や支援の求めがある場合の対応は、22市町村が母子保健主管課（保健師）等関係課の職員と連携して対応している。

⑥市町村における発達障害の相談窓口

- ・「設置している」16市町村、「設置予定・検討している」3市町村、「設置なし」9市町村
- ・相談窓口設置は予定を含め6割強になるが、発達障害に特化した窓口設置はなく、母子保健主管課（係）、保育主管課（係）、障害福祉主管課（係）等が、それぞれの業務の範囲内で窓口対応している現状。

## ⑦県に対する意見

- ・保育士の資質向上のための研修会実施や保育所への巡回指導
- ・地域における療育支援の受け皿づくりに対する県の財政的支援等
- ・市町村職員へ助言、支援ができる専門職（スーパーバイザー）の設置又は確保
- ・発達障害の診察及びその後の連携ができる医療機関の確保

## 【市町村母子保健主管課】

①回答数 38市町村(92.7%)/41市町村

## ②健診実施機関等

- ・「乳児健診、1.6歳児健診、3歳児健診いずれも沖縄県小児保健協会に委託」 28市町村、「乳児健診及び3歳児健診を沖縄県小児保健協会委託」 10市町村
- ・健診スタッフとしての心理士配置状況  
「乳児健診」 5市町村、「1.6歳児健診」 24市町村、「3歳児健診」 21市町村」

## ③1.6歳児健診及び3歳児健診における健診後のフォロー基準（フォローの対象と判断するもの）

- ・「医師の判断による」 35市町村、「保健師の判断による」 28市町村、「気になる事例については健診後の会議等でフォロー対象を決めている」 23市町村
- ・心理士配置市町村の80～85%は「心理士の判断」を採用
- ・「問診等により市町村独自のフォロー基準を設けている」 6市町村

## ④「発達障害の疑い」により健診後フォローが必要と判断されたケースの対応

- ・「他機関紹介」 36市町村、「市町村保健センター（母子保健主管課）でフォローアップ」 31市町村
- ・健診後フォローとして紹介している機関は、「精密健康診査（医療機関）」 27市町村、「医療機関」 10市町村、「障害児等療育支援事業実施施設」 7市町村、「児童相談所」 3市町村
- ・市町村保健センターでの健診後フォローの取り組みは、「発達に関する経過観察、親の育児不安解消・育児支援のための家庭訪問」 25市町村、「電話・手紙」 及び「心理相談」 各23市町村、「親子教室の開催」 8市町村
- ・北部・宮古・八重山圏域では健診後に「療育相談」に繋いでおり、中・南部圏域では、3～4割の市町村が「親子教室」を開催して対応している。
- ・親子教室を開催状況は、「開催している」 10市町村、「開催を検討している」 8市町村、「開催の予定なし・検討なし」 15市町村

## ⑤乳幼児健診での早期発見や健診後のフォローアップについての課題・意見

- ・保健師、心理士等の増員・確保
- ・フォロー基準（統一した基準、発達スクリーニングをするための受診票改訂）
- ・障害の疑いや診断受容ができない親へのフォロー、親の気づきの支援の困難さ。
- ・早期発見しても継続したフォローオン体制がなければ不安のみを与えてしまう点。
- ・保育所や子育て支援センターとの連携

## ⑥県に対する意見・保健師等の資質向上のための研修会等の実施

- ・スーパーバイザーの確保
- ・関係機関の連携体制の構築
- ・保健所による市町村母子保健への支援
- ・専門職（臨床心理士等）の配置による市町村の後方支援

発達障害児（者）支援体制整備計画（案）

たたき台

はじめに

発達障害者（児）の支援については、早期発見、早期の発達支援が最も重要であることは、広く共通して認められているところであり、平成20年8月に、国の社会保障審議会障害者部会が示した「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」においても同様の趣旨が示されている。

早期の発達支援のためには、発達障害者（児）のライフステージを通じて一貫した支援システムを構築が重要であり、そのためにも、関係する機関、人々等が支援の実態や課題、各々の役割等について共通の認識をもち、連携して支援体制を構築することが重要であると考える。

発達障害児（者）の早期発見のための取り組みとしては、乳幼児健診や保育所等の集団生活の中での支援員等による気づきがある。

平成19年度の乳幼児健診における精神発達面有所見率は、1歳半健診が2.1%、3歳児健診が3.6%となっており、また、学齢期では3.4%の児童生徒が特別支援を必要としているとの結果が関係機関の調査により示されているが、発見後の対応については、各市町村に統一したシステムではなく、発達障害児及びその家族を支援するための地域における体制は十分に機能しているとはいがたい状況にある。

そういう状況において、沖縄県においては、平成19年2月に相談支援の拠点機関として「沖縄県発達障害者支援センター」を設置し、「相談支援」「発達支援」「就労支援」「普及啓発・研修」等の事業を実施しているところで、今後とも、拠点機関としての機能を強化するとともに、市町村等と連携し、地域における一貫した支援システムを構築していくこととしている。

診断できる医療機関の確保や支援人材の育成についても、早急な対応が求められており、計画性、実効性のある推進体制を構築していく必要がある。

以上の状況や発達障害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村、民間団体等が各々の役割を認識し、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害児（者）とその家族を支援していくために「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」を策定する。

本計画の実施にあたっては、「沖縄県広域特別支援連絡協議会」との連携体制の確立が必須条件となる。

## 1. 発達障害の定義について

発達障害の定義については、発達障害者支援法の定めによるものとする。

**第2条** この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令に定めたものをいう。

【発達障害者支援法施行令】（平成17年4月1日付け政令150号）

**第1条** 発達障害者支援法第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

【厚生労働省令】（平成17年4月1日付け厚生労働省令81号）

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

## 2. 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会について

(1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会は、県における発達障害児の実態把握、県の支援計画の作成、今後の支援体制整備等について検討することを目的として設置する。

(2) 構成員は、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野、学識経験者、当事者団体等とする。

(3) 役割は、

- ① 県内のニーズや体制整備の状況等を勘査し、圏域の支援体制整備のモデル地域を選定
- ② 圏域での成果を検証のうえ、県の望ましい支援体制を検討し、県全域に成果を普及させる。
- ③ 圏域での成果の検証に当たっては、「沖縄県発達障害者支援センター」から実情等について聴取する。
- ④ 教育庁所管の「広域特別支援連携協議会」と発達支援、人材育成等において役割認識を持ち、密接な連携を図る。
- ⑤ 毎年度、最低2回開催し、支援体制における計画、実施の課題、取り組む方向等について検討、提言を行う。

(4) 事務局は、障害保健福祉課に置く。

(5) その他、府内推進体制として、福祉保健部障害保健福祉課、健康増進課、青少年・児童家庭課の共同体制を構築する。

### 3. 発達障害者支援センターの位置づけについて

- (1) 発達障害者支援センターは、発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児（者）及びその家族から相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域の総合的な支援体制の整備を推進し、もって発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (2) 発達障害児（者）に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、センターに福祉、保健、医療、教育、就労の関係機関及び療育等支援事業を実施している施設、市町村及び当事者団体等からなる連絡協議会を設置し、定期的に開催する。
- (3) 研修計画に基づき、発達障害を理解を促進するための普及啓発研修、及び関係施設、関係機関並びに県、市町村の担当職員に対する支援に必要な人材育成研修を実施する。

### 4. 沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画（平成 20 年度～平成 24 年度）

平成 20 年 8 月 29 日に国が発表した「発達障害者支援の推進にかかる検討会報告書」によると、発達障害者支援の基本的な考え方に基づいて、発達障害者支援に係る現在の課題について、次の 2 つの観点から整理している。

#### ① 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

一人一人の発達障害者とその家族に対して、発達障害に気づく段階から適切な支援を受ける段階まで切れ目のない支援体制を整備することが大切であるとの観点

#### ② 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

様々な立場から関わる者の役割を整理し、一人一人に必要な支援が生活全般にわたる領域から受けられるようになることが大切であるとの観点

このことについては、本県においても同様の現状、視点が認められることから、この 2 つの観点を踏まえ、支援体制整備計画を策定する。

#### (1) 基本方針

① 発達障害のある人に対して、全てのライフステージにおいて、必要な支援を様々な分野の関係者が共通の視点に立つて連携をとりながら、継続的に提供できる体制の整備を促進する。

② 発達障害者支援を推進する際には、支援に関わる者が求められる役割を把握し、その支援を行うという意識を持つことが重要であることから、直接処遇職員、発達障害についての専門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市町村、県それぞれの役割を明確にする。

③ 推進体制については、沖縄県発達障害者支援センターを中心機関として、各関係機関等との連携体制を構築して推進する。

#### (2) 実施計画

- ① 支援体制の整備にあたっては、計画性、実践性を重視する観点から、年次目標を明示する。
- ② 計画の期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間を目指とし、3 年目まで実施する事業を「前期事業」、5 年目まで実施する事業を「後期事業」として実施計画を策定する。
- ③ 実施にあたっては、沖縄県発達障害者支援センターを中心機関とし、地域及び圏域における地域支援体制及び特別支援広域連携協議会と連携して一貫した支援体制を構築する。
- ④ 事業実施状況の評価については、センターに設置する連絡協議会の意見を踏まえ、支援体制整備委員会において定期的に行い、事業の見直しに意見する。

基本機能	前期事業（3 年目まで）	後期事業（5 年目まで）	県及び発達障害者支援センターの事業	市町村等関係機関等の事業	連絡協議会等連携会議の開催
早期発見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 歳半、3 歳健診の実施</li><li>・ 健診体制の充実</li><li>・ 親子教室、親子通園の開催</li><li>・ 保育環境の整備</li><li>・ 医療機関の確保及び連携</li></ul>	同 左	<ul style="list-style-type: none"><li>【センター】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村に対する健診方法、体制等の指導、支援</li><li>・ 早期支援のための体制構築支援</li><li>・ 発達障害児の実態把握</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【市町村】<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 歳半、3 歳健診の実施及び受診率向上の対策推進</li><li>・ 健診体制の充実</li><li>・ 親子教室、親子通園の開催</li><li>・ 障害児保育等の実施</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ センターにおいて連絡会議を定期的に開催し、専門性のある総合的な支援を推進する。</li><li>・ 関係者による情報交換会の随時の開催し、課題と対応策を共有する。</li></ul>

基本機能	前期事業（3年目まで）	後期事業（5年目まで）	県及び発達障害者支援センターの事業	市町村等関係機関等の事業	連絡協議会等連携会議の開催
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域相談支援体制の構築</li> <li>・ 支援体制モデルの構築及び全県への普及</li> <li>・ 当事者ニーズの把握及び対応した情報提供</li> <li>・ 生活支援</li> <li>・ 複雑困難な事例への対応</li> <li>・ 就労支援</li> <li>・ 職場定着支援</li> <li>・ 鹿用拡大の対応</li> <li>・ 就労移行支援</li> </ul>	<p style="text-align: center;">左の実施状況、課題等を分析し、必要に応じて対応を見直して実施</p>	<p>【センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村と連携した地域相談支援体制構築</li> <li>・ 当事者ニーズの把握及び複雑困難な事例への対応</li> <li>・ 圏域別課題の把握</li> <li>・ 関係機関と連携した就労支援、職場定着支援</li> </ul> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援体制モデルの構築及び全県への普及</li> <li>・ 関係機関と連携した雇用機会の創出及び定着支援促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域相談支援体制の構築（相談窓口等の確立）</li> <li>・ 当事者のニーズの把握及びサービスに関する情報提供</li> <li>・ 生活支援</li> <li>・ 福祉サービス事業所等と連携した就労移行支援</li> <li>・ 住民の理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自立支援協議会の活用促進</li> <li>・ 定期的な関係者会議の構築</li> <li>・ </li> </ul>
発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関の確保</li> <li>・ 療育等支援事業の実施</li> <li>・ 障害児保育等の実施</li> <li>・ 保育所等巡回指導</li> <li>・ 学校巡回指導</li> <li>・ 児童デイサービス等の実施</li> <li>・ 生活介助支援</li> </ul>	<p style="text-align: center;">左の実施状況、課題等を分析し、必要に応じて対応を見直して実施</p>	<p>【センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療育等支援事業と連携した施設等の巡回指導</li> <li>・ 療育相談、支援</li> </ul> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域別に医療機関を確保促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児保育等実施</li> <li>・ 児童デイサービス等の実施促進</li> <li>・ 療育等支援事業と連携した支援促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、保健、福祉の療育方針の共有化など連携体制の強化</li> <li>・ 医師確保に向けた県関係機関連絡会議の設置</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関巡回指導等の実施</li> <li>・ 普及啓発の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等の巡回指導の実施</li> </ul> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害児の実態把握</li> <li>・ 療育等支援事業の実施</li> <li>・ 障害児保育の支援</li> <li>・ 医療機関確保のための普及啓発、連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害児の実態及び課題の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県医師会等に対し、適宜情報を提供し、課題の共有化に努める。</li> </ul>
--	---	--	--	---	---

基本機能	前期事業（3年目まで）	後期事業（5年目まで）	県及び発達障害者支援センターの事業	市町村等関係機関等の事業	連絡協議会等連携会議の開催
人材育成	<p>【基礎的研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援サークル主宰者、保育士、施設職員等への基礎知識研修</li> <li>・ 市町村、県関係職員及び管理者に対する発達障害に関する基礎知識研修</li> <li>・ 地域ボランティアのための基礎的研修</li> </ul> <p>【専門研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、児童デイサービス、学童保育等職員への専門研修</li> <li>・ 地域相談、地域内コンサルテーション、啓発活動等のための専門家育成</li> <li>・ 個別支援プログラム作成指導を行う専門家育成</li> <li>・ 小児科医師等への専門研修</li> </ul>	<p>実施状況及び地域における支援体制の状況等を勘査し、見直しを行い実施</p>	<p>【センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見、早期の相談体制の育成強化の観点から、市町村、施設等の直接支援員、及び施策等を担う県、市町村職員に対し、基礎的、又は専門的研修を実施</li> <li>・ 地域コーディネータの育成</li> <li>・ 地域ボランティア、ピアカウンセラーを育成する観点から基礎的及び専門的研修の実施</li> </ul> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成計画策定</li> <li>・ 医師等確保のための研修の促進</li> <li>・ 地域における支援体制整備促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入環境を整備する観点から、住民、地域団体等に対する研修の推進</li> <li>・ 市町村窓口関係職員の資質向上研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自立支援協議会による横断的研修体制の確立</li> </ul>

基本機能	前期事業（3年目まで）	後期事業（5年目まで）	県及び発達障害者支援センターの事業	市町村等関係機関等の事業	連絡協議会等連携会議の開催
情報発信 普及啓発	<p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット等を活用した支援情報の提供</li> <li>・ </li> </ul> <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発パンフレット等の作成・配布</li> <li>・ 講演会等の開催</li> <li>・ </li> </ul>	<p>実施状況及び地域における支援体制の状況等を勘査し、見直しを行い実施</p>	<p>【センター及び県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報ツールを多様に活用し、発達障害の理解のための普及啓発を推進する。</li> <li>・ 民間団体等の活動紹介等地域支援体制の積極的な広報の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健診の受診率向上促進</li> <li>・ 市民相談室等における普及啓発</li> <li>・ 啓発パンフレット等の作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域団体等活動との連携</li> <li>・ 連携会議等による情報共有化の推進</li> </ul>
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事例検討会の実施</li> <li>・ 関係機関等情報交換会の開催</li> <li>・ 支援システム検証のための当事者意向調査</li> <li>・ 広域特別教育支援連携協議会、要保護児童支援連絡協議会との連携体制</li> </ul>	<p>実施状況及び地域における支援体制の状況等を勘査し、見直しを行い実施</p>	<p>【センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ センターに設置する専門家、当事者等からなる連絡協議会の定例化</li> <li>・ 市町村個別検討会等の支援</li> </ul> <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域特別教育支援連携協議会及び要保護児童支援連絡協議会との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自立支援協議会等を活用した個別事例検討会の定例開催</li> <li>・ 支援システムの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携会議等による情報共有化の推進</li> </ul>

### (3) 人材育成計画

発達障害児（者）の支援体制において、人材が果たす役割は大きい。国が示した「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」によると、人材育成の基本的な考え方として次のことを示している。

○ 各分野で取り組まれている発達障害の支援に関する人材の養成・研修の状況を踏まえ、一貫した支援を提供するための標準的なテキストやマニュアル作成、直接処遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳しい職員を養成するための研修、研修後の人材活用を推進する。

○ 発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを行える人材を充実させること、家族同士が相互に支援を行うことができるようとする。

その対応の方向として、

○ 発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、各分野研修に活用する。

○ 発達障害の診断や治療を行う医師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援に取り組んでいる施設等における実地研修のシステムづくりに取り組む。また、ピアカウンセリングを行い、当事者とその家族による問題解決を支援するための人材を養成する。

これらの基本的な考えは、本県においても共通に認識できる内容であり、発達障害を診断、治療できる医師の確保、早期発見及び早期の相談、療育支援を担う直接支援員の確保及び育成が緊急な課題となっている。

以上のことと踏まえ、県では、地域において、発達障害児（者）に対して一貫した支援体制を担う人材の確保を計画的に推進する観点から、人材育成計画を策定する。